

◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格決定の基準となる日及び登録を行う日について次のとおり定めた。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 被登録資格決定基準日 平成29年10月9日
（ただし、年齢については、平成29年10月22日とする。）
- 2 登 録 日 平成29年10月9日